



目次

規 則	ページ
◎高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施（消防政策課）	2
○狩猟免許試験の実施（鳥獣対策課）	2
○県営土地改良事業の計画の定め（農業基盤課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（12・6 掲示）	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（ 〃 ）	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（ 〃 ）	3
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数（12・7 掲示）	3
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	3
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第81号  
高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第110号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条各号」を「第4条第1号イ又はロ」に、「当該各号」を「それぞれ同号イ又はロ」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第975号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成30年7月1日	医療法人浦松会 南国市立田1180	南国厚生病院 南国市立田1180 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 久保大宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町清爪字フロノ谷2082番2から 香美市香北町日浦込字知原岸615番1まで	前	6.8 } 13.0	105
	後	28.0 } 37.0	46

高知県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市大岐字大岐濱林2930番134から 土佐清水市大岐字切替畑972番9まで	94	平成30年12月21日

高知県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
宿毛市橋上町神有字目尻山 1174番9	30	平成30年12月21日

高知県告示第979号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市	1001番4	6.22	15.34	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備えて縦覧に供する。
町東野字ソノ丸	1001番4地先農道	6.00	73.33	
	(ただし、次の図に示す部分に限る。)	4.90	19.17	

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
平成31年1月29日（火） 高知県庁正庁ホール	警報設備	午前9時から午後5時まで
平成31年1月30日（水） 〃	消火設備	〃
平成31年1月31日（木） 〃	避難設備・消火器	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成31年1月7日（月）から同月17日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成31年2月16日 午前10時から	高知県立大学（池キャンパス）	わな猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、試験を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、県営土地改良事業（室戸地区農村地域防災減災事業（ため池整備（用水施設）））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年12月21日から平成31年1月31日まで

3 縦覧場所

室戸市役所

4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,304人である。

平成30年12月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員

会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,193人である。

平成30年12月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第73号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,983人
室戸市・東洋町選挙区	4,831人
安芸市・芸西村選挙区	6,202人
南国市選挙区	13,305人
土佐市選挙区	7,729人
須崎市選挙区	6,275人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,902人
土佐清水市選挙区	4,124人
四万十市選挙区	9,697人
香南市選挙区	9,325人
香美市選挙区	7,595人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,200人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,456人
吾川郡選挙区	8,422人
高岡郡選挙区	16,704人
黒潮町選挙区	3,306人

**高知県選挙管理委員会告示第74号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,391人である。

平成30年12月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第76号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

	代表者の氏名	会計責任者	主たる事務所	届出
--	--------	-------	--------	----

名称	名	の氏名	の所在地	年月日
田淵信量後援会	田淵 信量	梨岡 照広	室戸市羽根町乙2822番地	平30・11・1

**高知県選挙管理委員会告示第77号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	田鍋剛後援会（吉田 充）	岡林 寛仁	異動なし	異動なし	平30・11・6
新		吉田 充			

**高知県選挙管理委員会告示第78号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
岡崎のぶお後援会	而岡 昌秋	平30・11・4

**高知県選挙管理委員会告示第79号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

--	--	--	--	--

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	大石 宗	衆議院議員（候補者）	大石宗後援会	高知市本町四丁目2-39	平30・10・1
新		高知県議員（候補者）		高知市山ノ端町218-1	

**人事委員会規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第19号**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 越知町教育委員会事務局の項を削る。

**附 則**

この規則は、平成30年12月24日から施行する。